

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 8281-1（以下、第1部）の規定による。） スイッチ及び取付ボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないよう構成し、組み立てなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.101 箇条 13 13.5 箇条 18 箇条 102	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 接地接続の手段 11.101 プリント配線板は、規定の過負荷試験において危険な状態を生じてはならない。 箇条 13 構造 13.5 つまみによって電子スイッチの操作状態を示す場合、つまみを誤った位置に取り付けて操作をすると危険を生じるおそれがある場合には、つまみを誤った位置に固定できてはならない。 箇条 18 開閉容量 電子スイッチは、適切な開閉容量をもたなければならない。 箇条 102 部品 故障することによって電子スイッチに危険を生じるおそ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				附属書 B 箇条 13	<p>れがある部品は、適用できる限り、関連規格に規定する安全性要求事項に適合しなければならない。</p> <p>電子スイッチの中で用いる構成部品に動作特性の表示がある場合には、この規格中で特に例外規定がある場合を除き、これらの表示に従って用いなければならない。</p> <p>附属書 B 可とうケーブルのための保持器具及びアウトレットをもつスイッチの追加規定</p> <p>箇条 13 構造</p> <p>可とうケーブルは、関連規格に適合しなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 101	<p>第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 101 異常状態</p> <p>電子スイッチは、異常状態でも危険な状態を生じてはならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるも	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	<p>第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 8 表示</p> <p>8.1 電子スイッチには、次の表示を施さなければならない。</p> <p>一定格電圧</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		のとする。		8.3	<p>一定格電流又は定格負荷</p> <p>—電源の種類の記事</p> <p>—製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別記号</p> <p>—品番、等</p> <p>自動機能をもつ電子スイッチで、製造業者が指定する操作回数が規定に示すものよりも多い場合、附属の説明書に操作回数を記載しなければならない。</p> <p>8.3 二つ以上の負荷の種類に適しており、電子スイッチに表示がないときは、負荷の種類を表示を附属の説明書に記載しなければならない。さらに、それぞれの負荷の最小及び最大電流、又は最小及び最大負荷を、ボルトアンペア又はワットで、負荷の種類ごとに表示しなければならない。鉄心トランスと共に用いることを意図した調光器の場合、この調光器と共に用いることを意図するトランス以外を用いてはならないという情報を、製造業者の説明書に記載しなければならない。</p>	
				8.4	<p>8.4 3 個以上の端子がある場合には、負荷端子は、端子から出る矢印記号又は8.2による記号のいずれか一つを表示し、他の端子は、施工説明書に対応する端子の表示を行わなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				8.8 箇条 102 102.2	電子スイッチへの電線の接続方法が端子の記号の表示によっても分かりにくい場合には、結線図を各スイッチに付けなければならない。 8.8 床上 1.7 m よりも高い位置に設置することを意図する検出ユニット用の窓（レンズなど）がある電子スイッチは、この情報を、施工説明書に記載しなければならない。 箇条 102 部品 102.2 コンデンサ コンデンサには、定格電圧をボルト、定格容量をマイクロファラッド、参照温度を摂氏で表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17 箇条 19	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 17 温度上昇 接点の金属及び設計は、電子スイッチの開閉動作が酸化その他の劣化による悪影響を受けないものでなければならない。 電子スイッチの設計及び材質は、通常の使用状態での温度上昇によって、内部の材質及び部品に悪影響を与えないようにしなければならない。 箇条 19 平常動作 電子スイッチは、過度の破損、その他の有害な影響なしに、通常の使用状態で起こる機械的、電氣的及び熱的応力に耐	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 表示 8.1 電子スイッチには、次の IPXX による表示を施さなければならない。 ー危険部分への接近又は外部固形物の有害な侵入に対する保護に関する第 1 特性数字 (危険部分への接近又は外部固形物の侵入に対する保護等級) が、3 以上の場合は表示し、この場合は、第 2 特性数字 (水の有害な浸入に対する保護等級) も表示しなければならない ー水の有害な浸入に対する保護に関する第 2 特性数字が 1 以上の場合は表示し、この場合は第 1 特性数字も表示しなければならない	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 17	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 接地接続の手段 プリント配線板の材質は、ガラス布基材エポキシ樹脂銅張積層板でなければならない。 箇条 17 温度上昇 電子スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					電子スイッチの設計及び材質は、通常の使用状態での温度上昇によって、内部の材質及び部品に悪影響を与えないようにしなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.101 10.102 10.103 箇条 17	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 感電に対する保護 10.101 カバー、カバープレート又はヒューズが工具を使用しないで取り外せる場合、又は、使用者のための取扱説明書に保守目的でヒューズを交換するときに工具を使用してカバー若しくはカバープレートを外すことを記載しているとき、カバー又はカバープレートを取り外した後も充電部への接触に対する保護は確実になければならない。 10.102 電子スイッチの設定を調節する孔があり、その旨を表示しているとき、その調節を行うことによって感電のおそれがあるてはならない。 10.103 充電部の上の換気用開口部は、通常の使用状態で電子スイッチを取り付けた場合に、これらの開口部に入る異物が充電部に接触してはならない。 箇条 17 温度上昇 シーリングコンパウンドを使用しているとき、シーリング	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				23.101	合ししなければならない。 23.101 SELV への接続に適する制御回路をもつ電子スイッチで、スイッチング回路に SELV よりも高い電圧を供給するものは、制御回路とスイッチング回路との間の空間距離及び沿面距離が規定値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 101 101.1 101.3 101.5	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 101 異常状態 101.1 電子スイッチは、異常状態となった場合でも、電子スイッチの周囲に対して火災の危険が生じるおそれのある温度になってはならない。 101.3 電子スイッチは、負荷側の短絡電流により、その周囲を危険にさらすような炎又は燃焼小片の放出があってはならない。 101.5 白熱灯用及び／又は制御装置内蔵形ランプ用に分類する調光器の場合、非調光用安定器内蔵ランプをその回路に接続したとき、調光スイッチの周囲に対し火災の危険が生じる温度に至る部分がないように設計しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 17 温度上昇	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			電子スイッチのつまみ又はハンドルなどは、通常の使用状態で過度の温度上昇があってはならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.5	第1部の第十一條第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 構造 13.5 電子スイッチのつまみが緩むことによって危険を生じるおそれがある場合、通常の使用状態において緩まないような確実な方法で固定しなければならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.15.1	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 構造 13.15.1 遮蔽膜、レンズ及び類似のものは、確実に固定し、通常の使用状態で発生する機械的及び熱的ストレスによって変位してはならない。	
第十二條	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（第1部の規定による。） スイッチ及び取付ボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないよう構成し、組み立てなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 26 26.1	箇条 26 電磁環境両立性 (EMC) 26.1 イミュニティ 電子スイッチが自動機能を含むか又は遠隔操作ができる電子スイッチは、放射電磁界試験、無線周波数電圧試験、電源周波数磁界試験後、意図する操作が可能でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 構造 13.101 モータ速度制御回路用の電子スイッチに使用するカットアウトは、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2	箇条 12 端子（第 1 部の規定による。） 12.2 外部銅導体接続用ねじ締付装置付き端子 スイッチは規定に示す公称断面積をもつ銅導体が適切に接続できる端子を備えていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 26 26.1	箇条 26 電磁環境両立性 (EMC) 電子スイッチは、使用を意図する電磁環境の下で正しく動作するように設計しなければならない。 26.1 イミュニティ 電子スイッチは、スイッチの状態（“入”又は“切”）及び／又は設定値を妨害に対して保護するように設計しなければならない。 スイッチの操作は連続する妨害に対して保護しなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 26 26.2 26.2.1	箇条 26 電磁環境両立性 (EMC) 電子スイッチは、使用を意図する電磁環境の下で正しく動作するように設計しなければならない。 26.2 エミッション 26.2.1 低周波エミッション 電子スイッチは、回路網に過度の妨害を引き起こさないように設計しなければならない。	
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		8.3	8.3 規定の表示を、電子スイッチの主要部分に表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8281-2-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-